

練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会設置要綱

平成25年 2月 8日

24練教こ保第10139号

(設置)

第1条 練馬区が設置する区立保育所(以下「保育所」という。)を運営業務委託するに当たり、その事業者を適正に選定するため、練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項はつぎのとおりとする。

- (1) 保育所の運営業務委託を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

(構成)

第3条 選定委員会は、つぎに掲げる職にある者につき、教育長が任命または委嘱する委員をもって組織する。

- (1) こども家庭部長
- (2) 保育課長
- (3) 練馬区立保育園園長経験者 1名
- (4) 学識経験者 2名
- (5) 有識者 2名

2 選定委員会の委員長は、こども家庭部長とする。

3 選定委員会の副委員長は、保育課長とする。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて選定委員会を招集し、会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(現地調査部会の設置および構成)

第 6 条 選定委員会の所掌事項を調査するために、現地調査部会 (以下「調査部会」という。) を置く。

2 調査部会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(選定委員会および調査部会の非公開)

第 7 条 選定委員会および調査部会の議事は非公開とする。ただし、応募事業者のプレゼンテーションは、該当保育所の保護者の参観を可とする。

(守秘義務)

第 8 条 選定委員会および調査部会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(選定委員会の選定結果の報告)

第 9 条 選定委員会の選定結果は、委員長が教育長に報告する。

(情報の公開)

第 10 条 選定委員会の資料は、練馬区情報公開条例 (平成 13 年 10 月 条例第 61 号) の定めるところにより、公開する。

(庶務)

第 11 条 選定委員会および調査部会の庶務は、こども家庭部保育計画調整課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表 1 (第 6 条 関係)

保育計画調整課運営支援係長および主査
保育課保育所給食係長
保育課保育所保健係長
その他委員長が任命する者

付 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 8 日から施行する。

付 則 (平成 28 年 4 月 1 日 27 練教こ保第 3126 号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年11月27日29練教こ保第10162号）

この要綱は、平成29年11月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成30年3月26日29練教こ保第3666号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月17日3練教こ保第10296号）

この要綱は、令和4年2月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。